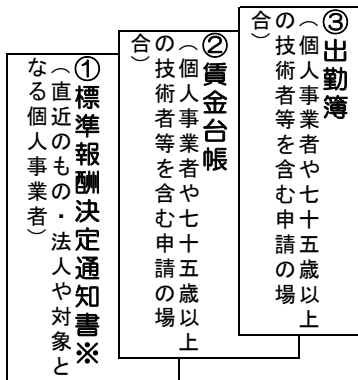


イ 契約関係等確認書類詳細・編綴方法について（実態調査対象事業者）

① 技術職員等常勤性確認書類

（写し）



原本でなく、写しを提出すること

※標準報酬決定通知書とは、例年9月頃に日本年金機構より郵送で送付される通知で、社会保険の加入対象者毎に社会保険料の算定基礎となる「報酬月額決定」を通知するもの「算定基礎通知」とも言われ、社労士や団体に手続きを依頼している場合は、依頼先に送付されることもあるため、事前に確認のうえ写しを添付すること。なお、「標準賞与額決定通知書」と間違わないよう注意すること。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定一覧表

事業所管理番号 44-1-1010
事業所名称 〇〇〇〇株式会社

被保険者番号	被保険者氏名	性別	標準報酬月額	標準報酬日額	標準報酬年額	標準報酬月額	標準報酬日額	標準報酬年額	標準報酬月額	標準報酬日額	標準報酬年額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇

（見本）

② 決算関係書類

(1) 消費税確定申告書（第1表）の写し及び受付メール詳細写し（電子申告の場合のみ）

第3-(1)号様式
令和 年 月 日 税務署長宛

納税地 (フリガナ) 〇〇〇〇株式会社

個人番号又は法人番号 (フリガナ) 〇〇〇〇株式会社

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額 ① 〇〇〇

付戻税標準額の適用 有 無

控 見本

課税標準額と売上高の整合（兼業を含む）や納税額と納税証明書の整合を確認。

・法人税確定申告書（別表第1表、第4表、第5（1））の写し及び受付メール詳細の写し

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

所得の金額の計算に関する明細書

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書

令和 年 月 日 課税年度分の地方税法 申告書

所得金額又は欠損金額 (税引前の金額) 1

法人税 2

別表第1表 所得の金額の計算に関する明細書

別表第4表 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

別表第5表 所得の金額の計算に関する明細書

控 見本

③ 契約内容確認書類 (実態調査対象事業者)

【提出時の留意点】

- ・原則として契約書の写し(工事名・金額・工期がわかる部分)か注文書の写しを添付すること。
※約款部分の写し等は原則不要だが、契約内容に疑義がある場合等は別途提出を求める場合がある。
- ・変更契約がある場合は変更契約書の写しも同様に添付すること。
- ・請求書は本来ここでの契約書類に当たらない。施工証明書の写しを添付するか、入金額が確認できる書類の写し(例:通帳の入金額がわかる部分等)を併せて添付すること。
- ・完成工事内訳書記載額と契約書類の額に差がある場合は通帳の写し・工事台帳等で完成工事高との一致を確認する。
- ・進行基準を採用する工事は計上金額の根拠資料(・工事原価／実行予算額の算定資料、出来高による入金合計額がわかる資料等も添付すること。なお、進行基準を採用する場合は以下に注意すること。

Q52 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、どのような点に注意すればよいですか？

A52 工事進行基準を適用している場合は、未完成工事であっても決算期末時点の工事進捗割合分を完成工事高に計上することになりますが、この場合は、客観的かつ合理的な基準で行わなければなりません。

なお、工事進行基準の適用にあたっては、本来は各々の工事について精密な実行予算を策定することが前提となっています。

見積総工事原価に対する実際工事原価の割合を請負代金額に乗じて算出する(=発生原価比例法)などの方法によることが求められます。

工事進行基準で計上している工事については、原則として計算基礎等を確認しますので計算基礎となる資料を提示できるよう準備をしてください。

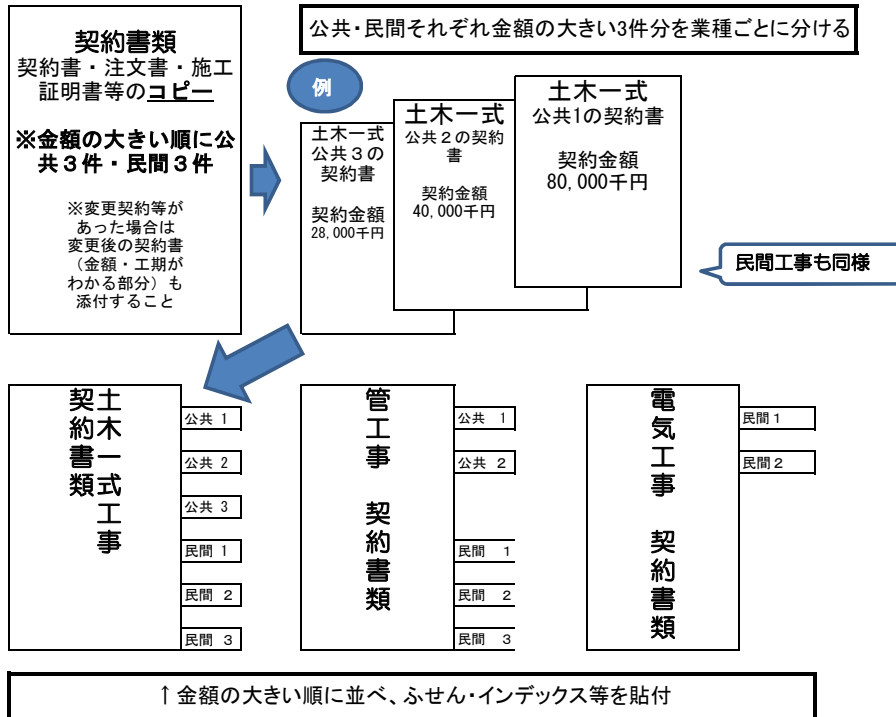
例えば、「工事代金の入金額(前払金額)を基準に完成工事高に計上する」など実際の進捗状況に即していない完成工事高計上は認められません。

Q53 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、工期の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月を記載すればよいですか？

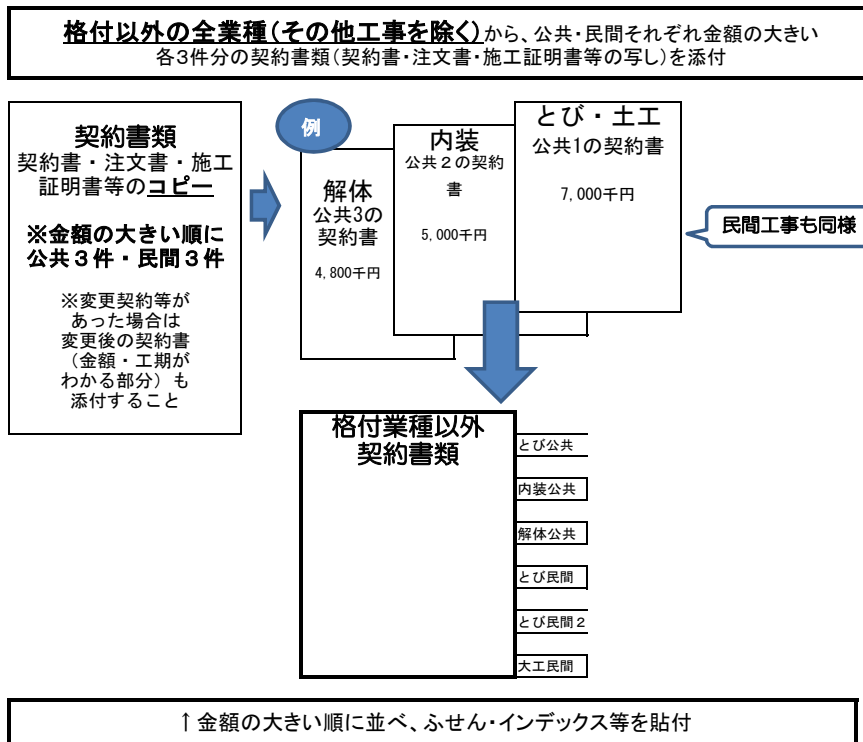
A53 決算期をまたぐ工事の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月ではなく、実際の契約工期末を記載してください。

実態調査対象事業者 完工高確認書類

・ 格付業種 土・建・電・管・舗



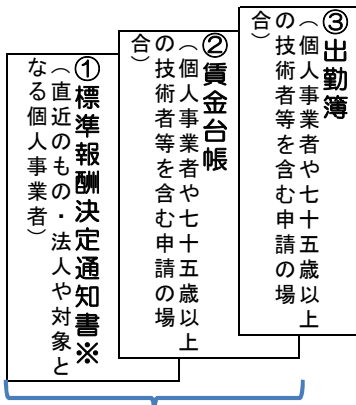
・ 契約内容確認書類（格付業種 以外）



イ 契約関係等確認書類詳細・編綴方法について（簡素化対象事業者）

① 技術職員等常勤性確認書類

（写し）



※標準報酬決定通知書とは、例年9月頃に日本年金機構より郵送で送付される通知で、社会保険の加入対象者毎に社会保険料の算定基礎となる「報酬月額決定」を通知するもの「算定基礎通知」とも言われ、社労士や団体に手続きを依頼している場合は、依頼先に送付されることもあるため、事前に確認のうえ写しを添付すること。なお、「標準賞与額決定通知書」と間違わないよう注意すること。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定一覧表

被保険者氏名	標準報酬月額	標準報酬年額	健康保険	厚生年金保険	国民年金	国民健康保険
豊後 太郎	200,000	2,400,000	○	○	○	○

（見本）

② 決算関係書類

(1) 消費税確定申告書（第1表）の写し及び受付メール詳細写し（電子申告の場合のみ）

第3-(1)号様式 令和 年 月 日 税務署長宛

納税地

（フリガナ）
姓
又は屋号

個人番号
又は法人番号

（フリガナ）
代表者氏名
又は氏名

平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の（ ）申告書

至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額 ①

付加額基準の適用 有 無

軽減率基準等の適用 有 無

令和元年十月一日以

課税標準額と売上高の整合（兼業を含む）や納税額と納税証明書の整合を確認。

③ 契約内容確認書類 (簡素化対象事業者)

【提出時の留意点】

- ・原則として契約書の写し(工事名・金額・工期がわかる部分)か注文書の写しを添付すること。
※約款部分の写し等は原則不要だが、契約内容に疑義がある場合等は別途提出を求める場合がある。
- ・変更契約がある場合は変更契約書の写しも同様に添付すること。
- ・請求書は本来ここでの契約書類に当たらない。施工証明書の写しを添付するか、入金額が確認できる書類の写し(例:通帳の入金額がわかる部分等)を併せて添付すること。
- ・完成工事内訳書記載額と契約書類の額に差がある場合は通帳の写し・工事台帳等で完成工事高との一致を確認する。
- ・進行基準を採用する工事は計上金額の根拠資料(・工事原価/実行予算額の算定資料、出来高による入金合計額がわかる資料等も添付すること。なお、進行基準を採用する場合は以下に注意すること。

Q52 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、どのような点に注意すればよいですか？

A52 工事進行基準を適用している場合は、未完成工事であっても決算期末時点の工事進捗割合分を完成工事高に計上することになりますが、この場合は、客観的かつ合理的な基準で行わなければなりません。

なお、工事進行基準の適用にあたっては、本来は各々の工事について精密な実行予算を策定することが前提となっています。

見積総工事原価に対する実際工事原価の割合を請負代金額に乗じて算出する(=発生原価比例法)などの方法によることが求められます。

工事進行基準で計上している工事については、原則として計算基礎等を確認しますので計算基礎となる資料を提示できるよう準備をしてください。

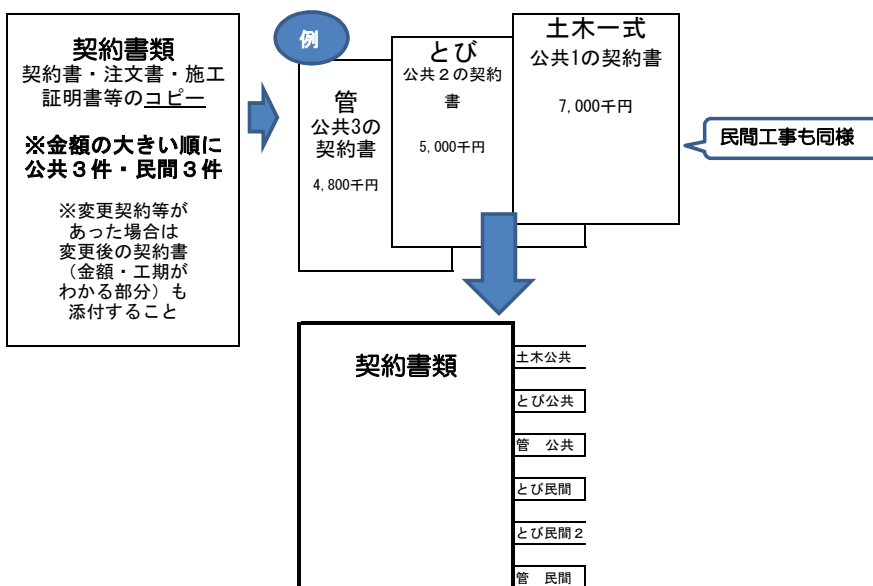
例えば、「工事代金の入金額(前払金額)を基準に完成工事高に計上する」など実際の進捗状況に即していない完成工事高計上は認められません。

Q53 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、工期の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月を記載すればよいですか？

A53 決算期をまたぐ工事の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月ではなく、実際の契約工期末を記載してください。

・ 契約内容確認書類 (簡素化対象事業者)

全業種(その他工事を除く)から、公共・民間それぞれ金額の大きい各3件分の契約書類(契約書・注文書・施工証明書等の写し)を添付



↑業種順・金額の大きい順に並べ、ふせん・インデックス等を貼付